

呉港付近台風等対策実施要綱

令和 2 年 7 月 21 日 改正

令和 3 年 7 月 28 日 改正

呉港付近台風等対策分科会

1 目的

台風、津波及び発達した低気圧（以下「台風等」という。）の接近時、呉港及び呉港周辺海域における海上災害の未然防止と海上災害が発生した場合の被害を最小限度に防止することを目的とする。

2 台風等対策

台風等の接近に伴う措置を機を失せず、適切に次のとおり実施する。

(1) 台風及び発達した低気圧について

台風及び発達した低気圧の対応措置については、別添 1 のとおりとする。

(2) 津波について

津波の対応措置については、別添 2 のとおりとする。

① 平素から別添 3 を参考とし、自船のとるべき行動等を予め把握しておき、津波情報を入手した場合等速やかに適切な措置を講じる。

② 危険物積載船が着離棧する岸壁等の管理者及び危険物積載船については、予め対応マニュアル等を作成しておくことにより、甚大な二次災害を防止する。

③ 個別の津波対策については、上記によるほか、別途定める要領に従って適切に対応する。

(3) 南海トラフ地震臨時情報について

南海トラフ地震臨時情報の対応措置については、別添 4 のとおりとする。

3 会議

会議は、分科会会議及び緊急会議とし、それぞれ海上保安協会呉支部海難防止部会長（以下「部会長」という。）の招集により開催し、呉港長（呉海上保安部長）（以下「港長等」という）の諮問に応じ建議する。

(1) 分科会会議

呉港付近台風等対策分科会会員（以下「会員」という。）による災害防止のための調査研究、資料収集及びそれらに基づく会議。

(2) 緊急会議

台風等が接近し、呉港付近に影響を及ぼすことが避け難い場合、台風等対策を検討・決定するために会員を緊急に招集して行う会議。

- (3) 部会長は、異常気象等により、前記会議を開催する時間的余裕がないと判断した場合には、会議の開催を省略し、目的達成のための必要事項について港長等と協議し決定することができる。

4 警戒態勢区分と発令基準等

警戒態勢区分及び発令基準等は、以下のとおりとする。

(1) 第1警戒態勢（警戒勧告）

① 台風について

台風の強風域が呉港に到達すると予想される約12時間前で、風速15 m/s以上の強風域に入る可能性がある場合に発令する。ただし、最大風速40 m/s以上の暴風域を伴うおそれのある場合は、24時間前までに発令する。

② 津波について

気象庁から広島県沿岸部に津波注意報が発表された場合に発令する。

(2) 第2警戒態勢（避難勧告）

① 台風について

台風の暴風域が呉港に達すると予想される約12時間前で、風速25 m/s以上の暴風域に入る可能性がある場合に発令する。

② 津波について

気象庁から広島県沿岸部に津波警報、大津波警報が発表された場合に発令する。

③ 発達した低気圧について

気象庁から発達した低気圧の影響で、広島県広島・呉地方に暴風、暴風雪又は波浪警報が発表された場合に発令する。

(3) 警戒態勢の解除

各警戒態勢解除の基準は、以下のとおりとする。

① 台風について

台風の強風域が呉港を通過し、台風による被害の危険性が概ね無くなったと判断された場合には、警戒態勢を解除又は変更する。

② 津波について

気象庁から津波注意報、津波警報、大津波警報の解除が発表された場合には、警戒態勢を解除する。

③ 発達した低気圧について

気象庁から広島県広島・呉地方の暴風、暴風雪又は波浪警報が解除された場合には、警戒態勢を解除する。

(4) 南海トラフ地震警戒強化勧告

① 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に発

令する（先発地震等による第一又は第二警戒態勢の発令中を除く）。

- ② 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に引き続く南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合には、南海トラフ地震警戒強化勧告を解除する。

(5) その他

気象庁から台風及び発達した低気圧の影響で、広島県広島・呉地方に強風と高波に関する気象情報等及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合には、適宜注意喚起を行う。

5 警戒態勢の伝達等

- (1) 部会長は、前記4項目の警戒態勢区分及び発令基準等に基づき、呉港長等から異常気象等による勧告又は命令等発出の通知がなされた場合及び別添5（瀬戸内海西部台風対策要綱）に基づき、瀬戸内海西部台風等対策協議会から協議の結果の周知を受けた場合、又は第六管区海上保安本部長及び第七管区海上保安本部長から海上交通安全法第32条第2項に基づく避難又は解除に係る勧告が発表された場合は、その内容を速やかに会員へ伝達するものとする。また、伝達は、「台風等対策伝達系統網」（以下「伝達系統網」という）によることとする。
- (2) 異常気象等により、情報の伝達手段がいずれも使用不能となった場合を想定し、会員個々において、気象情報・防災情報の入手に努め、前記4項目に定める発令基準等に達したと判断された場合には、それぞれ発令基準毎の警戒態勢等が発令されたものとみなして、本要綱に基づく伝達を待つことなく、自発的に適切な対応をとること。
- (3) 部会長から、前記(1)による伝達を受けた会員は、これに伴い行った措置を別紙により、海上保安協会呉支部（以下「呉支部」という。）あて回答すること。

6 その他

- (1) 伝達系統網の連絡先更新のため、毎年4月末日までに連絡先の変更の有無について、呉支部まで連絡を行う。
- (2) 前記(1)により、伝達系統網に変更を生じた場合には、呉支部で伝達系統網を修正のうえ、会員あて送付する。
- (3) 前記(1)以外で、急遽、伝達系統網に変更が生じた場合は、変更内容を適宜、呉支部まで連絡を行う。
- (4) 前記(3)により、伝達系統網の変更にかかる情報を呉支部で入手した場合には、その内容を会員あて連絡を行う。

呉港付近台風等対策分科会伝達事項	
対策の実施について	
発信者	
番号	第〇警戒態勢（第 報）関連について
日時	令和 年 月 日 時 分現在
<p>〇〇岸壁（埠頭）に係留していた〇〇丸（総トン数〇〇〇トン、全長〇〇〇メートル、船籍〇〇〇〇、乗組員〇〇名は、〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分、台風〇〇号による避難のため、〇〇〇海域向け離岸した。</p> <p>同海域着予定は、〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分頃である。</p> <p>なお、同船長に対し、同海域に到着したら「ひろしまほあん」あてVHFにより緊急入域にかかる通報を行い、VHF 16 c hを常時聴守するよう指導済。</p>	